

議事録

賃金室長補佐

ただいまより令和4年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開会いたします。私は、賃金室長補佐をしております大村と申します。よろしくお願ひいたします。会長選出までの間、事務局である私が進行を務めます。

本日の出席委員は、公益委員5名、労働者委員5名、使用者委員5名、合計15名、よって委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、議事及び議事録は原則公開とされています。また、あらかじめ傍聴希望者を募りましたところ、5名から傍聴希望がありました。当審議会会場は狭隘なため、現在別室でオンラインにより会議をご覧になっています。

本日の議題については、お手元の次第のとおり、会長等の選出、埼玉県最低賃金改正決定についての諮問、その他となっております。

また、本年3月末日をもって、会長職を担っていた佐野公益委員が退任されましたことから、今年度より、公益委員に小山彰委員が新しく任命されています。小山委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

小山委員

公認会計士をしております小山と申します。よろしくお願ひいたします。

室長補佐

ありがとうございます。なお、本年度4月に事務局職員にも一部異動があり、労働基準部長、賃金室長、また先日埼玉労働局長が交替しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたり埼玉労働局長よりご挨拶を申し上げます。

埼玉労働局長

6月28日付けで埼玉労働局長に着任いたしました久知良と申します。どうぞよろしくお願ひします。

委員の皆様におかれましては、日頃より、埼玉地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、全国的に使用者側又は労働者側の反対が相次ぐ中、埼玉は全国でも3つしかない「全会一致」の答申をいただきましたことに、感謝申し上げます。

「全会一致」とは、非常に意義あるものと考えております。埼玉県最低賃金が全会一致で結審したということは、そのこと自体が最低賃金の社会へのメッセージ性や重みを与え、その納得性を高め、遵守へ

の意識も高めるものであります。そして埼玉では、この全会一致の結審が長く続いていると聞いています。

本日は、本審議会に、埼玉県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただくこととしておりますが、委員の皆様には、公労使で互いに主張に違いがあるとは思いますが、真摯な議論を十分尽くしていただきますよう、切にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐

議題1は、「会長等の選出」です。事務局よりご説明いたします。

先程ご説明させていただきましたとおり、会長職を担っていただいていた佐野公益委員が退任されましたため、新たに会長を選出する必要があります。会長につきましては、最低賃金法第24条第2項において「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。この会議に先立って公益委員の皆様でご協議をいただいたところ、会長に土屋委員という推薦がございました。

ここで、土屋委員は会長代理の職を担っていただいておりますため、併せて新たに会長代理を選出する必要も生じたところ、会長代理につきましても会長同様、最低賃金法第24条第4項により、「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する」とされており、公益委員の皆様でご協議いただいたところ、会長代理に満木委員という推薦がございました。

以上より、会長に土屋委員、会長代理に満木委員とのことですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

室長補佐

会長に土屋委員、会長代理に満木委員が選出されました。それでは、土屋会長からご挨拶をお願いします。

土屋会長

ただいま会長に選出いただいた土屋です。私で十分務まるか正直不安なところもありますが、ここにおられる委員の皆様のご協力をいただければ何とかやっていけると思っています。どうぞよろしく申し上げます。

室長補佐

それではここからの進行は会長をお願いします。

土屋会長

それでは議事を進めます。

議題2は「埼玉県最低賃金の改正決定に関する諮問について」です。埼玉労働局長から諮問を受けます。

(埼玉労働局長から会長に諮問文手交)

土屋会長 それでは事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金室長 埼労発基 0701 第 2 号 令和 4 年 7 月 1 日
埼玉地方最低賃金審議会 会長 土屋 直樹 殿
埼玉労働局長 久知良 俊二

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、埼玉県最低賃金（昭和 55 年埼玉労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

室長補佐 誠に申し訳ございませんが、所要のため局長はこれで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

土屋会長 ただいま埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。それでは配布資料について、事務局から説明してください。

賃金室長 配布資料について説明いたします。
次策を開きまして、配付資料が全部で No.1 から No.11 まであります。番号に沿った形で御説明させていただきます。
まず No.1 は、第 55 期の委員名簿となっております。
続きまして、No.2 は埼玉地方最低賃金審議会運営規定と小委員会運営規定です。
続きまして、資料 No.3 は埼玉県主要経済指標です。この資料についての具体的な説明は、次回以降に行わせていただき、本日は省略させていただきます。
続きまして、資料 No.4 は令和 4 年度の春闘各機関別の賃上げ集計状況となっております。まず連合から読み上げさせていただきます。令和 4 年、全体としては 2.09%で、前年同時期 1.79%から 0.3 ポイントの増加、300 人未満の事業所においては 1.97%。前年同時期 1.74%から 2.3 ポイントの増加。経団連の発表によりますと、令和 4 年が 500 人以上の事業所で 2.27%、昨年同時期 1.70%から 0.57 ポイントの増加、500 人未満が 1.97%、昨年同時期 1.72%から 0.25 ポイントの増加となっております。厚生労働省発表については令和 3 年は 1.86%で、令和 2 年の 2.00%から 0.14 ポイントの減少となっております。

続きまして、資料N o.5は埼玉労働市場ニュースです。令和4年4月分を付けておりますが、令和4年5月分が間もなく公表されますので、次回以降5月分に差し替えた上で、説明させていただきます。

続きまして、資料N o.6ですが、特定最低賃金の改正に関わる意向表明が3月16日に「日本労働組合総連合会 埼玉県連合会」から提出されており、これまでの特定最賃5業種の改正の意向表明がなされております。あくまでも意向表明ですが、今後正式な申出が予定されているとのことです。

続きまして、資料N o.7が特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数で、先ほどの意向表明の5業種の県内の適用労働者数を示したものです。正式な申出が行われた場合、改正に関する申出の要件である、協定適用労働者が県内就労の適用労働者の3分の1を超えていることが必要になります。

資料N o.8が、埼玉りそな産業経済振興財団が5月18日に発表した、賃上げ状況に関する県内企業へのアンケート調査結果です。大見出しの下の、1行目の後半から読み上げさせていただきますと、「賃上げを実施するとした企業は72.1%と前年調査の66.0%から6.1ポイント増加し調査開始以来最大となった。賃上げを実施するとした企業の賃上げ率は3年振りに上昇し2.1%となった」とされております。

続きまして、資料N o.9が埼玉県内における令和4年度の賃上げ状況としまして、先ほどのニュースリリースをもとに、過去3年間のデータを並べたものになっております。

続きまして資料N o.10が、6月22日に行われました第63回中央最低賃金審議会の資料です。

ページをめくっていただいて、資料N o.3が、厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に宛てた、最低賃金額改定の目安について調査審議を求める旨の諮問文となっております。

続きまして資料N o.4が、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」で、1ページ目の後半から続く「(1)賃金引き上げの推進」の項目の中に、2ページ目の前半の下線部分で、『人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり協議していただくことが必要である。』とされております。資料N o.4の最後には「新しい資本主義実行計画工程表」がついておりますので、後日ご確認ください。

続きまして、資料N o.5が資料N o.4と同じく令和4年6月7日

に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」です。(賃上げ・最低賃金)について、先程ご説明した資料4と重複する部分もありますが、4ページの下線部分で、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり論議する」とされております。

続きましてNo.11が同じく6月22日に行われました第1回目安に関する小委員会の資料となります。資料はNo.1からNo.5までと参考資料No.1となっております。

まず、資料No.1が主要統計資料で、各種統計資料が全国と都道府県に分けて示しております。

資料No.2と3は、先程の中央最低賃金審議会の資料と同じものが添付されています。

資料No.4が、「足元の経済状況等に関する補足資料」で、後半の17ページ以降に、「消費者物価指数の推移」が載せてあります。

資料No.5は、目安小委員会の今後の予定の案でございます。

参考資料No.1が「最低賃金に関する調査研究」として、2021年度に厚生労働省が委託事業として行った「最低賃金に関する調査研究等事業」で作成された最低賃金に関する報告書の概要となります。

簡単ですが、以上が資料の説明となります。

土屋会長

質問等ございますか。

特にないようでしたら、議題3にうつります。その他の議題について、事務局から説明してください。

賃金室長

今後の手続き等についてご説明いたします。

まずは、本日、労働局長より諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、埼玉地方最低賃金審議会に専門部会を設置することになります。専門部会の労働者委員及び使用者委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項の規定により、関係者に対し候補者の推薦を求めなければならないと定められています。この規定に基づきまして、本日、候補者の推薦公示を行うこととします。推薦の締め切り日は令和4年7月15日(金)とさせていただきます。

次に、関係労使からの意見聴取について、ご説明します。最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と定められています。

そして、その意見聴取の手続きに関しては、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項の規定により、「最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行う」と定められています。

この規定に基づきまして、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行うこととします。意見書提出の締め切り日は、令和 4 年 7 月 22 日（金）とし、令和 4 年 7 月 28 日（木）の第 2 回目の本審議会にて意見聴取を実施させていただきたいと考えております。

また、併せて、特定最低賃金に関するご審議も予定しております。

同日、本審議会終了後に、第 1 回専門部会を開催し、今後中央最低賃金審議会から示されるとみられる今年度の改正の目安等を踏まえたご審議を予定しています。

その翌週、8 月 1 日（月）には第 3 回本審を開催し、特定最低賃金が適用されている産業の方から広く募集したご意見をお聴きし、ご審議いただくことを考えております。そこで、こちらについても、令和 4 年 7 月 22 日（金）までホームページで意見募集することとしてよろしいでしょうか。なお、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、書面を事務局が代読させていただく方法が適当なのではないかと考えております。

土屋会長

今後の手続き、意見聴取の進め方等についてご意見はございますか。

（異議なし）

土屋会長

では、事務局案のとおり進めることといたします。

最後に、議事の公開についてですが、次回 7 月 28 日本審も、原則どおり公開で進めたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

（異議なし）

土屋会長

ほかに委員の皆様から何かありますか。

特にないようでしたら、今日の議事録確認について、公益委員は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いします。

それでは本日の議題はすべて終了しました。これで本日の審議会は閉会とします。

